

現況届・所得状況届を出しましょう

児童扶養手当・特別児童扶養手当

■児童扶養手当とは？

離婚・死亡・遺棄等の理由で、父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

◎手当支給月額（令和5年4月から手当の額が改定されました）

対象児童数	全部支給	一部支給（受給者の所得に応じて）
1人	44,140円	10,410円から44,130円
2人	上記金額に10,420円を加算	上記金額に5,210円から10,410円を加算
3人以降	児童1人増すごとに上記金額に6,250円を加算	児童1人増すごとに上記金額に3,130円から6,240円を加算

現在、児童扶養手当の認定を受けている方へ

毎年8月末日までに、「**現況届**」を提出していただきます。なお、現況届はご自宅に送付しますので、必要事項を記入のうえ、必要な書類とともに提出してください。

※所得制限により手当の支給が停止されている方も必ず届を出してください。

※未提出の場合、11月分以降の手当の支給を受けられなくなります。また、2年間この届を出さないと資格を失い、再度認定申請が必要になりますので、ご注意ください。

■特別児童扶養手当とは？

精神、知的または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方へ

毎年8月中旬から9月中旬までに、「**所得状況届**」を提出していただきます。なお、届出用紙はご自宅に送付しますので、必要事項を記入のうえ、必要な書類とともに提出してください。

※所得制限により手当の支給が停止されている方も必ず届を出してください。

※未提出の場合、8月分以降の手当の支給を受けられなくなります。また、2年間この届を出さないと資格を失い、再度認定申請が必要になりますので、ご注意ください。

◎問合せ・窓口 児童扶養手当 教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340(内)231
特別児童扶養手当 役場福祉介護課 ☎029-885-0340(内)112

(広告欄)

オーテックプラザ
<https://autec-plaza.jp>

新車・中古車販売・買取 車検整備・板金塗装 認証工場完備

車のことならなんでもお任せ！
安心の品質とスピード対応です
美浦村大谷1447-1
☎029-885-5378

相続・土地・農地・
建設業許可・経営事項審査 の手続き代行します！



行政書士 **桑名宏** 事務所

美浦村木原2956
☎029-885-0316